

議案第 4 4 号

副市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

副市長の退職手当の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 3 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

一般職の職員に支給する退職手当の額の引下げとの均衡を考慮し、副市長の退職手当について、その額を減額して支給することとするため、この条例を制定しようとするものであります。

副市長の退職手当の特例に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

この条例の施行の日に在職する副市長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。